

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年2月6日付けで行った、「埼玉県児童相談所事務処理要領（平成23年4月）」（以下「本件対象文書」という。）の部分開示決定において、不開示とした部分のうち「一時保護所の担当区域」については開示すべきである。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年12月9日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「転居に伴う管轄変更や担当変更に関する文書全て（児童相談所における）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る公文書として本件対象文書を特定し、平成24年2月6日付けで、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成24年4月3日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年4月26日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、部分開示決定理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成24年6月29日に申立人から「部分開示決定理由説明書に対する意見書」の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成24年7月20日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

- (7) 当審査会は、平成24年8月31日に申立人及び補佐人の口頭意見陳述を聴取した。
- (8) 当審査会は、平成24年9月14日に実施機関から補充の理由説明書の提出を受けた。
- (9) 当審査会は、平成24年10月9日に申立人から「補充の理由説明書に対する意見書」の提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 一時保護所の担当区域について

ア 一時保護所の設置場所は県民に公開されており、その担当区域を開示しても事務または事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

イ 実施機関は、「一時保護所の担当区域を開示すると、児童の居場所を容易に推測することができるため、業務の適正な遂行に支障を及ぼす」ことが不開示理由であると主張しているが、県内にある一時保護所の設置場所は公開されているため、担当区域を知らずとも住所から児童の居場所を容易に推測することは可能である。

一時保護所の設置場所を容易に推測されないようにするには、担当区域ではなく一時保護所自体の設置場所を不開示とするほうが、明らかに合理的で理に適っている。

ウ 実施機関は、「保護者の同意を得ない一時保護に伴うつきまといや連れ戻しにつながるおそれがある」ことを、不開示の正当性を示す例として挙げているが、なぜ、そのような極めて限定的な状況のみを根拠とするのか疑問である。

(2) ケースファイルの扱いについて

ア 単なる事務手続に関する事項であり、開示しても事務または事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

イ 実施機関は、「ケースファイルは、保護者との面談の際などに職員が資料として用いるものであり、児童相談所や一時保護所内で保護者等の来所者の目に触れる機会がある」ことが不開示理由であると主張するが、これらは、「ケースファイルの利用目的や利用形態」に関する記載であり、「業務の適正な遂行に支障を及ぼす」ことの説明ではない。

単なる事務手続を開示することが、なぜ「業務の適正な遂行に支障を及ぼすことが明らか」なのかについて全く記載がなく、説明書としての体をなしていない。

ウ 実施機関は、児童相談所の職員と保護者の主張が食い違っている場合において、児童のおかれた特定の状況を示すケースファイルを所持した職員がケースファイルの扱いを知っている保護者と面接を行えば、円滑な関係を築くことが困難となる、と主張するが、児童のおかれた状況が一見して分かるケースファイルを職員が所持し、保護者との面接を行うことが、なぜ円滑な関係構築を困難とするのか説明がない。

また、職員は児童の状況を保護者に知られると、関係が崩れると考え、秘密にしたいようであるが、保護者が子どもの状況を把握することは当然であり、職員は保護者に子どもの状況を説明する義務があると考ええる。

もし、子どもの状況と職員の主張が異なるとすれば、行政の不作为となる。

職員と保護者の主張が同じ場合でも異なる場合でも、保護者は児童相談所職員の説明により子どもの状況を把握できており、保護者がわざわざケースファイルによって子どもの状況を把握する必要はない。

エ 実施機関は、ケースファイルを所持した職員と児童又は保護者が一緒にいるところを目撃した場合、目撃した者がケースファイルの扱いを知っていれば、児童の状況を把握されてしまう。と主張するが、第三者が児童の状況を把握することが、なぜ業務の適正な遂行に支障を及ぼすのかについて説明がなく、理由のない主張と言わざるを得ない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、児童相談所における業務の概要や処理手順等を記したものであり、主として児童相談所職員が日々の業務に用いるものである。

(2) 部分開示とした理由について

本件対象文書のうち、一時保護所の担当区域に係る部分及びケースファイルの扱いに係る部分については、開示することにより、児童の保護・処遇に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第5号に該当し不開示としたものである。

(3) 申立人の主張について

ア 一時保護所の担当区域について

一時保護所とは、児童虐待が行われたため、児童を家庭から一時引き離す必要がある場合など、児童相談所長又は知事が必要と認める場合に児童を一時保護するための施設である。本県では、県内6か所の児童相談所のうち4か所に一時保護所を併設している（このほか、さいたま市が所管するさいたま市児童相談所にも一時保護所がある）。一時保護所の数が児童相談所の数より少ないことから、児童相談所の担当区域と一時保護所の担当区域は異なるものである。

なお、一時保護は、原則として児童や保護者の同意を得て行う必要があるが、児童をそのまま放置することが児童の福祉を害すると認められる場合には、同意を得ずに行うことができる。

申立人は、一時保護所の設置場所は公開されていることから、その担当区域を開示しても事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないと主張している。

申立人の主張どおり、一時保護所の設置場所は、厚生労働省のホームページ等で公開されており、誰でも知ることができるものである。

しかし、一時保護所の担当区域まで開示することは、業務の遂行上明らかに支障がある。

例えば、保護者の同意を得ずに一時保護が行われた場合、保護者は児童の居所を容易に推測することができることから、つきまといや児童の連れ戻しにつながるおそれがある。

なお、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項には、児童相談所長が職権により児童を一時保護した場合において、保護者に対して児童の居所を明らかにすると、保護者が児童を連れ戻すおそれがある等、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童の居所を明らかにしてはならない旨の規定がある。

このように、一時保護所の担当区域を開示することは、児童相談所における業務の適正な遂行に支障を及ぼすことが明らかであり、申立人の主張には理由がない。

イ ケースファイルの扱いについて

ケースファイルとは、児童相談所が取り扱う児童に係る本人・家族の状況、取扱いの経過及び調査・面接等の記録をつづった台帳である。

本県では、ケースファイルの扱いについて、児童の置かれた状況が一見して分かるよう独自の手法を用いている。

申立人は、単なる事務手続に関する事項であることから、ケースファイルの扱いを開示しても事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないと主張している。

しかし、ケースファイルは、保護者との面談の際などに職員が資料として用いるものであり、児童相談所や一時保護所内で保護者等の来所者の目に触れる機会があるものである。このような状況でケースファイルの扱いを開示することは、児童の保護・処遇業務の適正な遂行に支障を及ぼすことは明らかである。

例えば、児童相談所の職員と保護者の主張が食い違っている場合が考えられる。

このような場合において、児童の置かれた特定の状況を示すケースファイルを所持した職員がケースファイルの扱いを知っている保護者と面接を行えば、円滑な関係を築くことが困難となる。

また、児童相談所内において、ケースファイルを所持した職員と児童又は保護者が一緒にいるところを第三者が目撃する場合も考えられる。このような場合、目撃した者がケースファイルの扱いを知っていれば、児童の状況を把握されてしまう。

このように、ケースファイルの扱いを開示することは、児童の保護・処遇業務の適正な遂行に支障を及ぼすことは明らかであり、申立人の主張には理由がない。

5 審査会の判断

(1) 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童福祉法に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県等に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項、同法第59条の4第1項）である。児童相談所は、その業務として相談援助活動を行っている。具体的には、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ児童育成上の問題をはじめ、児童の養護や障害に関することなどの様々な問題等について家庭その他からの相談に応じ、専門的立場から児童及びその家庭につき必要な調査を行っている。この調査に基づく児童福祉司、相談員等によって行われる社会診断のほか児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員のほか保育士等による行動診断や理学療法士、言語聴覚士等によるその他の診断をもとに、協議による判定を行い、個々の児童及びその家族に対する援助方針を決定している。この方針に基づき児童の処遇が決定される。これら一連の保護・処遇を行うにあたっては常に児童の最善の利益の確保に努めることとされている。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、児童相談所における業務の概要や処理手順等を記したものであ

り、主として児童相談所職員が日々の業務に用いるものである。

(3) 本件処分について

実施機関は、本件処分において、本件対象文書のうち、一時保護所の担当区域に係る部分及びケースファイルの扱いに係る部分については、開示することにより当該事務又は事業の性質上、児童の保護・処遇業務に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第5号に該当するとして不開示とした。

これに対して、申立人は、これら情報を不開示とした本件処分は妥当でなく、全部開示することを求めていることから、以下、実施機関が不開示としたこれら情報の条例第10条第5号の該当性について検討する。

(4) 条例第10条第5号該当性について

条例第10条第5号は、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保するために不開示とする情報について次のように定める。

「県、国若しくは他の地方公共団体（以下この号において「県等」という。）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

上記引用中の「次に掲げるおそれ」として同号イからホまでに掲げられた「おそれ」は、いずれも典型的な例示とされている。

ア 一時保護所の担当区域について

一時保護所とは、児童を家庭から一時引き離す必要がある場合など、児童相談所長又は知事が必要と認める場合に一時保護するための施設である。

一時保護所は、児童にとっては、緊急避難場所として安心して生活できる場であるとともに、親子関係を見つめなおし、その後の生活の方向を決定する場でもあり、一時保護所での生活は非常に重要な役割を担っている。

県内には児童相談所が6か所あり、そのうち、中央・南・所沢・越谷に一時保護所が併設されている。このほか、さいたま市が所管するさいたま市児童相談所

にも一時保護所がある。審査会が見分したところ、各保護所の担当区域は本件対象文書に具体的に記されており、さらに「特別の事情がある場合は、中央児童相談所、南児童相談所、所沢児童相談所及び越谷児童相談所の調整で変更することができる。」とも記載されていることが認められた。

一時保護を行う場合、原則として児童相談所は保護者に一時保護の事実を告知する必要があり、その場合には一時保護所の具体的な所在地までも記載するのが原則である。

しかし、保護者による児童の連れ戻しやつきまとい等が行われるおそれがある場合には、一時保護所の具体的な所在地を明らかにしないなどの対応が必要となる場合があることから、児童相談所としては、児童の安全を最優先に、児童一人ひとりが抱えている事情を勘案して対応していると考えられる。

具体的には児童相談所間の調整による保護所の変更のほか、他の都道府県等の管轄する一時保護所を一時的に活用するといった広域的な対応や、児童福祉施設や里親等に対する一時保護委託を活用するなど、多様な選択肢があり、児童の置かれた状況に応じて臨機応変に対処していることが想定される。

こうしたことからすると、一時保護所の担当区域を開示しても、必ずしも一時保護所の特定性が高まるとまではいえず、実施機関が主張する「つきまといや児童の連れ戻しにつながるおそれがあり、児童の生命の安全を害する蓋然性が高まるため、児童の保護・処遇に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは認められない。

したがって、一時保護所の担当区域は条例第10条第5号の不開示情報に該当せず、開示とすることが妥当である。

イ ケースファイルの扱いについて

ケースファイルとは、児童相談所が取り扱う児童に係る本人・家族の状況、取扱いの経過及び調査・面接等の記録をつづった台帳である。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、児童の置かれた状況が外観上一目で分かるようにファイルを管理していることが認められる。

実施機関が不開示とした部分が開示されると、ケースファイルの扱いが明らか

となり、児童のおかれた状況に対する児童相談所や一時保護所の判断が保護者に知られることとなる。例えば、児童相談所や一時保護所の当該児童のおかれている状況に対する認識と保護者の認識にずれがある場合には、今後の保護者との円滑な関係を築きにくくなるなど、業務の適正な遂行に支障を生じることになる。

また、児童相談所に来所した第三者がケースファイルの扱いを知っていればどのような理由で保護されているか児童の状況を把握されてしまうおそれがある。

そして、それを当該第三者や当該第三者を介して他の者から知ることとなった保護者が、児童相談所に相談しなくなってしまうなど、その後の調査・面接等に支障をきたし、業務の適正な遂行に支障を生じることになる可能性は否定できない。

したがって、ケースファイルの扱いを開示することは、児童の保護・処遇業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、実施機関が条例第10条第5号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 幸子、早川 和宏、宮原 均

審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 4月26日	諮問を受ける（諮問第231号）
平成24年 4月26日	実施機関から部分開示決定理由説明書を受理
平成24年 6月29日	申立人から部分開示決定理由説明書に対する意見書を受理

平成24年 7月20日	実施機関から説明及び審議（第三部会第80回審査会）
平成24年 8月31日	申立人及び補佐人から意見陳述聴取及び審議 （第三部会第81回審査会）
平成24年 9月14日	実施機関から補充の理由説明書を受理
平成24年 9月21日	審議（第三部会第82回審査会）
平成24年10月 9日	申立人から補充の理由説明書に対する意見書を受理
平成24年10月18日	審議（第三部会第83回審査会）
平成24年11月22日	審議（第三部会第84回審査会）
平成25年 2月14日	審議（第三部会第85回審査会）
平成25年 3月21日	審議（第三部会第86回審査会）
平成25年 3月25日	答申